

## 医療法人社団協友会 居宅介護支援事業所回生 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団協友会が開設する居宅介護支援事業所回生（以下、「事業所」という。）が実施する「居宅介護支援事業」（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、介護サービスを適切に利用できるよう、当該利用者の依頼を受けて、その心身の状況をその置かれている環境、家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類及び内容、その担当者等を定めた計画を作成し、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者、及び地域包括支援センター等との連絡調整、その他の便宜を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
  - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、並びにその他の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、効率的・総合的なサービスの提供を重視した運営に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人社団協友会 居宅介護支援事業所回生
- 二 所在地 埼玉県八潮市大原455番地

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 2 介護支援専門員 1名以上  
指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
※ただし、祝日、及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- 3 連絡体制 携帯電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

### (事業の内容)

第6条 居宅介護支援事業の事業内容は、次のとおりとする。

- |                  |                                   |
|------------------|-----------------------------------|
| ① 利用者の相談を受ける場所   | 第3条に規程する事業所内及び、利用者宅、その他必要と認められる場所 |
| ② 使用する課題分析票の種類   | T A I ・独自方式                       |
| ③ サービス担当者会議の開催場所 | 第3条に規程する事業所内及び、利用者宅、その他必要と認められる場所 |
| ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回                             |
| ⑤ モニタリングの結果記録    | 月1回                               |

### (利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八潮市の区域とする。

### (苦情・ハラスメント処理)

第9条 自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

- 2 提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

### (緊急時における対応方法)

第10条 サービス提供時に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、応急の手当を行うと共に、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。

### (事故発生時の対応)

第11条 従業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### (個人情報の保護)

第12条 利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守

し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の同意を得るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第13条 利用者の人権の擁護虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催およびその結果の周知
- (2) 虐待防止の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置

- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

第14条 従事者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後3か月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年1回以上
- (3) 権利擁護に関する研修年1回以上
- (4) 認知症ケアに関する研修年1回以上
- (5) 介護予防に関する研修年1回以上
- (6) 感染症に関する研修年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団協友会の理事長との協議に基づいて定めるものとする。

#### (事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

※(令和6年3月31日まで努力義務)

#### (衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

## 附 則

この規程は、平成26年12月25日から施行する。

この規程は、平成27年5月1日より一部改定する。

この規程は、平成27年10月1日より一部改訂する。

この規程は、平成30年9月10日より一部改訂する。

この規程は、令和3年4月1日より一部改訂する。

この規定は、令和5年9月1日より一部改訂する。